# 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28年 6月 8日現在

機関番号: 33906 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2013~2015

課題番号: 25780322

研究課題名(和文)日本人の海外渡航問題と冷戦期日本のアジア外交に関する研究

研究課題名(英文)Traveling Abroad and the Cold War in the Occupied Japan

研究代表者

阿部 純一郎(Abe, Jun'ichiro)

椙山女学園大学・文化情報学部・准教授

研究者番号:40612916

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文):本研究の成果は以下の通り。(1)占領期の日本人の海外渡航、外国人の訪日旅行に関するGHQ/SCAPの指令や日本政府の法令、極東委員会の議事録を収集・整理した。(2)GHQ/SCAPの渡航審査の「差別性」を巡る米ソ間の対立が、アジア地域の労働運動を巡る東西陣営の国際労働機関の争いに起因することを示した。(3)特定の人物・渡航先への旅券発給拒否を定めた旅券法(1951)の成立過程を分析し、それ以前のGHQ/SCAPの渡航管理と米国の国内安全保障法(1950)の影響関係を指摘した。(4)米国が欧州復興計画の中で実施した米国民のヨーロッパ観光推進事業について、政策意図、組織体制、事業効果等を分析した。

研究成果の概要(英文): The main results of this research can be summarized as follows. First, I collected and organized the records of GHQ/SCAP, Japanese government, and the Far Eastern Commission (FEC) about Japanese travelling abroad and foreign travelers to Japan. Second, I examined the political context of confrontation between U.S. and Soviet Union representatives in the FEC meetings about the emigration control of GHQ/SCAP. Third, I analyzed the making-process of the Passport Law (1951) in the occupied Japan, in relation to the emigration control of GHQ/SCAP and Internal Security Act (1950) in the U.S. Lastly, I analyzed and evaluated the American policy of promoting outbound tourism to the European countries in the Marshall Plan years.

研究分野: 社会学

キーワード: 出入国管理 GHQ/SCAP 極東委員会 冷戦 旅券/パスポート 海外渡航 占領 国際観光/国際旅行

### 1.研究開始当初の背景

日本帝国崩壊後の国際移動に関する研究は、在外邦人の「復員」・「引揚」・「残留」、在日朝鮮人の「送還」・「密航(不法入国)」問題を二大テーマとして発展・深化してきた(増田弘編、2012年、『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶応義塾出版会。蘭信三編、2011年、『帝国崩壊とひとの再移動:引揚げ、送還、そして残留』勉誠出版等)。

それに比べて、本研究で分析対象とする占領期の日本人の海外渡航、外国人の訪日旅行の実態はいまだ充分な解明がなされていない。近代日本の(観光)旅行史を戦後まで通史的に整理した研究(白幡洋三郎、1996年、『旅行ノススメ』中公新書。森正人、2010年、『昭和旅行史』中央公論新社等)でも、占領期の記述はもっぱら日本人の国内旅行の話題に集中しており、まるで当時は日本人の海外渡航や外国人の訪日旅行が厳しく「制限」され、日本が敗戦を経て国際社会復帰を果たす前の 閉ざされた時代 のような印象を与えている。

しかし報告者の事前調査では、この占領期の印象は、以下の3点で実態を正確に表していない。 終戦直後から日本国内では運輸省や日本交通公社を筆頭に、主に米国人をターゲットとするインバウンド旅行事業が過熱していたこと、 GHQ/SCAP は外国人の訪日旅行を占領期間を通じて制限しておらず、1947年の民間貿易再開(「商用入国者」の入国許可)を皮切りに、観光旅行や親族・友人訪問による入国も次々と許可していくこと、

GHQ/SCAP は早くも 1946 年頃から日本人の海外渡航制限を緩和する政策を進めており、その行き過ぎた「開放」路線に対して、対日占領に関する連合国の最高政策決定機関である極東委員会(FEC)では参加構成国たるアジア太平洋諸国やソビエト代表から再三批判が起こっていたこと、である。

占領期における日本人の海外渡航や外国 人の訪日旅行が、引揚や送還のような大量の 人口移動を生みださなかったことは確かだ。 しかし に窺えるように、それは当時この問 題が政治的に周辺的なトピックだったこと を意味しない。講和条約締結前に、日本と他 国間の人的交流をどこまで認めるべきかと いう問題は、アジア太平洋地域の安全保障や 賠償問題、さらには日本を含むアジア地域の 主導権を巡る米ソ対立(冷戦)にも絡み合う きわめて論争的な主題だった。以上の認識に 立ち、本研究では占領期日本人の海外渡航、 外国人の訪日旅行をめぐる問題を、日米関係 の枠組にとどまらず、広く冷戦期の国際政治 的な文脈の中に位置づけ評価することを目 指す。

# 2.研究の目的

本研究は、上記 の問題に焦点をあて、 占領期日本の国際移動ならびに出入国管理 政策に関する先行研究の「空白」を埋めると ともに、当時日本人の海外渡航や外国人(その多くは米国人)の訪日旅行に関する問題が、冷戦期の国際政治の中でいかなる争点を形成していたか、さらに占領期の政策が戦後日本の出入国管理システムや対米国・アジア諸国との国際交流のあり方をいかに水路付けたかを評価することを目指した。

#### 3.研究の方法

本研究では、以下の5点のテーマに関する 資料収集・分析をおこなった。

日本人の海外渡航、外国人の訪日旅行に関する GHQ/SCAP の政策動向と日本政府の対応。 主な参考資料は、『日本占領重要文書』全六巻(1989年)『出入国関係法令集』(最高裁判所事務総局渉外課、1950年)「入国管理部関係資料」(芳賀四郎関係文書 R075、国立国会図書館憲政資料室蔵)。

日本人の海外渡航に関するFECの審議内容の分析と論争点の抽出。主な参考資料は、極東委員会文書(Records of the Far Eastern Commission, 1945-1952、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。また外務省公開記録「太平洋戦争終結による本邦外交権の停止及び回復に至る経過」(A'-0090)、「万国郵便連合関係(U.P.U.)」(B'-0007)、「国際電気通信連合関係(I.T.U.)」(B'-0007)等。

GHQ の渡航管理に関して FEC で問題視された特定の人物・渡航先への出国制限が、その後の日本政府による渡航管理政策にどのような影響を及ぼしたかを評価すべく、占領末期の旅券法(1951年)の成立過程と、1950-60年代に頻発した「密出国」裁判に関する判例記録を分析した。主な参考資料は、国立公文書館所蔵の『旅券法』(内閣法制局第二部作成、1951年)及び『旅券法関係綴』(1952年)旅券法案をめぐる国会議事録、『外国人登録法出入国管理令関係主要刑事裁判例集』(法務省刑事局編、1963年)等。

外国人の訪日旅行をめぐる日本政府、観光 産業界の言説と具体的施策の整理・分析。主 な参考資料は、運輸省、日本交通公社、全日 本観光連盟発行の報告書と機関誌(『国際観 光』、『国際観光情報』、『観光』)旅行会社・ 鉄道会社・ホテルの社史、関係者の回顧録等。

GHQ/SCAP が外国人の入国制限を緩和していく政策意図として、冷戦期米国の「文化外交 cultural diplomacy」戦略との関連を探るため、同時期に米国が欧州復興計画の一部として展開した米国市民の海外旅行推進策を分析した。主な参考資料は、対外援助の審査・監督機関として設置された米国の経済協力局(ECA)対外援助の受入機関として西欧16 カ国で構成された欧州経済協力機構(OEEC)の国際観光事業に関する報告書を用

#### 4. 研究成果

(1)占領期の日本人の海外渡航、外国人の 訪日旅行に関する GHQ/SCAP の覚書・回章、 それに対応した日本政府の法令、関係官庁たる外務省・法務省・運輸省の行政文書、極 委員会や国会議事録の審議内容を整理して極東委員会の参加構成国の間でどのような政策審議・「引 揚」・「送還」・「密航」問題に対する GHQ/SCAP や日本政府の政策に比べて、本研究領域に以 である。その一部は協の ための基礎固めがなされた。その一部は紹介 ための基礎固めがなされた。その一部は紹介 としていく計画である。

(2)講和条約締結前に日本人の海外渡航(国際会議出席を含む)を許可しようとするGHQ/SCAPの政策変更に対して極東委員会でどのような問題提起がなされ、各国代表は政策決定がなされたか等を整理・分析した。特にGHQ/SCAPによる渡航許可/不許可の選別を「差別的」(反共的)と批判したソビに以下代表の発言を取り上げ、この対立が広、場別を「差別的」(反共的)と批判したソビに以下ででア地域の労働運動を自己の陣営に取り込むっとする東西陣営の国際労働機関(「世界労働組合連盟:ICFTU」)の覇権争いに起因することを示した。

(3)1950-60年代に頻発した共産主義諸国への旅券発給拒否をめぐる裁判(「密出国」裁判)に注目し、そこで最大の争点となった旅券法第 13条(旅券発給の制限)の規定が、占領末期の旅券法(1951年)にいかなる仕方で差し込まれたかを、それ以前の GHQ/SCAPの渡航管理政策や米国の国内安全保障法(1950年)と関連付けて分析した。

(4)戦後米国が欧州復興計画の一部として 実施した米国市民のヨーロッパ観光推進事 業について、その政策立案過程や欧米両国の 組織体制、アメリカ人観光客の誘致を目指し て実行された具体的施策(アメリカ式の宿る 施設・サービスの改良、入管・税関手続きの 緩和、大西洋横断路線の運賃割引などり本の 緩和、大西洋横断路線の運賃割引などの本 の事業効果を分析・評価した。占領期日本の インバウンド観光事業も、戦後世界最大の 「消費者」としてプレゼンスを増したアメリカ人旅行者を巡る国際観光マーケットの潮 流の中に位置づけられる。

今後はさらに、アメリカ人旅行者を対象とした国際的なインバウンド競争が、戦後日本の国土計画や交通政策、宿泊・観光施設の改善のあり方にいかなる影響を及ぼしたかを把握するため、接収ホテル・旅館の施設改善に関する記録や、日本の観光産業の「生産性」向上を目的とした米国視察団の報告書等の分析を進めていく。これによって、米国が冷

戦期の「文化外交」戦略の一環として世界各地で展開した国際観光・国際交流政策の経済的、社会文化的インパクトについて評価・考察していく計画である。

(5)資料収集の過程で、占領期の神奈川県、横浜市における旅券発給事務に関わる公写書、外国観光客船の受入に関わる当時の写真・新聞資料等を入手した。本研究では主に分析したが、こうしたナショナルな政策決定を整理・分析したが、こうしたナショナルな政策決定が県や市町村レベルでいかなる反響・混乱を地ではない。今後は他原・市町村に所蔵されている同様の資料を収集し、占領期日本の出入国管理システムの実態をより重層的に捉え直したいと考える。(6)歴史研究に「移動」という視角を持したの理論的意義について、社会学者したのではない。「移動論的転回」という概念を軸に考察し、発表・論文化した。

#### 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

### 〔雑誌論文〕(計5件)

阿部純一郎、特集論文「移動論的転回の中に『観光のまなざし』論を定位する」『観光 学評論』4巻1号、2016年、査読無、pp.33-42.

阿部純一郎、「冷戦期米国の文化外交と国際観光政策:欧州復興計画を中心に」『椙山女学園大学文化情報学部紀要』15 巻、2015年、査読無、pp.1-11.

阿部純一郎、「旅券法の誕生:占領期日本の渡航管理体制と『密出国』」『東海社会学会年報』6号、査読有、2014年、pp.73-88.

阿部純一郎、「日本人の海外渡航問題と冷戦:極東委員会文書を中心に」『椙山女学園大学文化情報学部紀要』13 巻、2013 年、査読無、pp.1-14.

阿部純一郎、「占領期日本の国際旅行問題:観光史の 空白 をめぐって」『椙山女学園大学研究論集』44号、2013年、査読無、pp.57-71.

# [学会発表](計2件)

阿部純一郎、「『移動論的転回』の中に『観光のまなざし』論を再定位する」(招待講演)観光学術学会第4回大会、2015年7月4日、阪南大学(大阪府松原市).

阿部純一郎、「占領期日本の国際観光とマーシャルプラン」、国家論研究会、2015 年 2 月 1 日、法政大学(東京都千代田区)

# [図書](計1件)

阿部純一郎、『移動 と 比較 の日本帝 国史:統治技術としての観光・博覧会・フィ ールドワーク』、新曜社、2014年、総386頁

### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別: 取得状況(計0件) 名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別: 〔その他〕 ホームページ等 6.研究組織 (1)研究代表者 阿部 純一郎(ABE Jun'ichiro) 椙山女学園大学・文化情報学部・准教授 研究者番号: 40612916 (2)研究分担者 ( ) 研究者番号: (3)連携研究者 ( )

研究者番号: